令和８年７月21日発行

労基署便り

令和8年度　No.4

大河原労働基準監督署

ひと、くらし、
みらいのために

令和８年１月～６月労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症による災害を除く

（令和８年７月８日現在速報値）

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R7	R8	前年比	R7	R8	前年比
製造業　計	26	24	−2	166	179 (1)	13 (1)
食料品製造業	10	5	−5	76	61	−15
機械金属製造業	7	9	2	38	53	15
建設業　計	13	14	1	118 (1)	114 (1)	−4
土木工事業	3	2	−1	31	38 (1)	7 (1)
建築工事業	5	8	3	48 (1)	46	−2 (−1)
その他の建設業	5	4	−1	39	30	−9
運輸交通業　計	3	6	3	168	153 (1)	−15 (1)
道路貨物運送業	3	6	3	145	141 (1)	−4 (1)
商　業	13	17	4	181	184	3
社会福祉施設	3	3	0	103	78 (1)	−25 (1)
全　産　業	93	83	−10	1035 (4)	973 (5)	−62 (1)

※１ 休業４日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（　）は内数で死亡者数。

※２ 機械金属製造業は、鉄鋼業・非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業の合計。

令和８年の大河原労働基準監督署管内（白石市、角田市、柴田郡、刈田郡、伊具郡）における休業４日以上の労働災害は昨年同時期に比べて４か月連続で減少していますが、業種によっては大きく増加しており、引き続き予断を許さない状況です。暑さが本格化する時期を迎えましたので、**熱中症対策の重点取組**をお願いいたします。

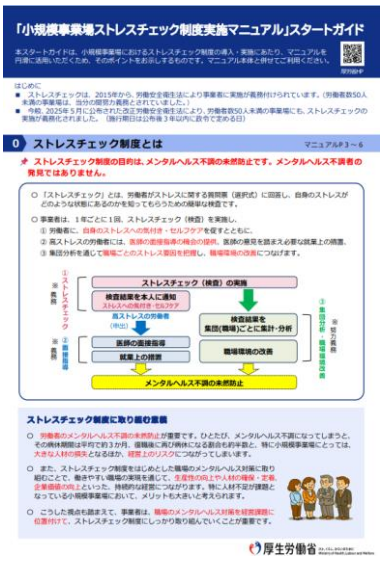
○令和 10 年４月１日から労働者数 50 人未満の事業場にもストレスチェックが義務化されます

労働者数 50 人未満の事業場へのストレスチェック実施義務化の施行日が、**令和 10 年４月１日**とされました。

小規模事業場マニュアルなどを参考に、実施に向けた準備を進めてください。

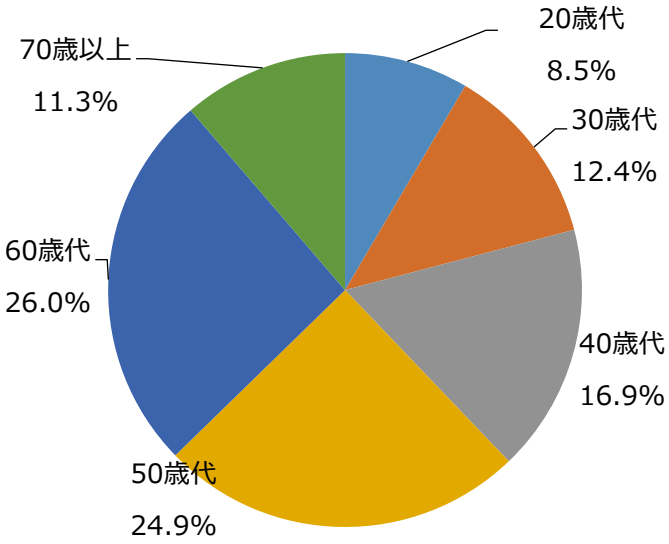
ストレスチェック制度
｜厚生労働省
(mhlw.go.jp)





○エイジフレンドリー指針について

労働災害による休業４日以上の死傷者数のうち、**60 歳以上の労働者が占める割合は、近年増加傾向**にあります。高齢者の就労が一層進むと予測される中、**高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現が求められています**。



令和７年に大河原監督署管内で発生した休業４日以上の死傷者（新型コロナウイルス感染症による災害を除く）１７６人のうち、60 歳代以上の死傷者は全体の３割以上を占めています。

2025 年５月に公布された改正働安全衛生法により、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務**となったことを受け、令和８年２月に**「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）**が策定されています。

エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたリーフレットが公表されていますので、**事業場での高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等にぜひご活用ください。**


事業者の皆さまへ　エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等にぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。

年齢層別労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）(R6)　年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

高年齢労働者の安全衛生対策について
｜厚生労働省(mhlw.go.jp)

○年次有給休暇の取得促進について

夏季休暇とつなげて取得するなど、上手に年次有給休暇を取得して心身ともにリフレッシュをはかり、今年の猛暑を乗り切りましょう。



年次有給休暇取得促進特設サイト
｜厚生労働省(mhlw.go.jp)



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25
労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。
労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。